

10年後の播磨町の姿をイメージしてください 第4次総合計画 キャッチフレーズ提案募集

住民意識調査などのアンケートやまちづくり検討会などでいただいた提言などをもとに、キーワードを抜き出し、目指す10年後の播磨町のイメージをまとめていきます。

これらのキーワードからイメージされる将来像とまちづくりのキャッチフレーズについて募集します。

▼応募期限 5月25日(火)必着
▼応募方法 郵送、メールまたはFAXで、企画グループにご提出ください。応募用紙は、中央公民館及び各コミセンに設置しているほか、町ホームページからもダウンロードできます。
▼応募・問合せ 企画グループ 〒675-0182 播磨町東本庄1丁目5-30
☎079(435)0356
FAX079(435)0609
kaku@town.harima.lg.jp

将来像

まちの将来像は、住民、NPO・ボランティア、事業者、行政などが互いに協力してまちづくりを進めていくうえでの10年後の播磨町の共通イメージです。

播磨町は9.09km²と面積が小さく、歴史・文化が息づき、豊かな自然が残るなど、やすらぎやうるおいのあるまちであり、公園施設や文化施設、スポーツ施設、子育て支援施設や教育施設など、生活に必要な機能が充実し、利便性にも優れたまちです。また、住宅地区と工業地帯が共存していることなどから、県下でも高齢化率が比較的低く、若い世代も多くなっています。

しかし、これからの町が進む先には、少子高齢化や人口減少の進行、それらにともなう税収の減少、さらには医療費や扶助費などの増大による行財政の圧迫など、町の活力の低下が懸念されます。こうした問題への布石を打ち、早期の対策が求められています。

住民視点によるこれから播磨町がめざすべき将来像としては、「安全・安心なまち」「心の豊かさ」「みんなが健康で人が元なまち」など、ものの豊かさよりも、心の豊かさ比重がおかれ、住民が健康で安心して暮らせ、あたたかさを感じられるまちが求められています。

住む人が安全・安心で、心豊かに暮らせ、人が元気であり、町に活力がある播磨町を目指し、「募集① 将来像」を将来像として設定します。

播磨町の歴史・文化資源、自然資源をこれからも次の世代に引きついでいくことが大切であるように、現在取り組んでいることは次世代、未来に引き継ぎ、つなげていくためのものでもあります。「次世代のために」との想いを共有し、みんなが協働し、個性が光り活力ある播磨町を目指すうえでのまちづくりのキャッチフレーズを「募集② まちづくりキャッチフレーズ」とします。

- 将来像** (10年後の目指すべきまちのイメージ)
 - ▶**キーワード** 「安全・安心」「心の豊かさ」「健康・元気」「あたたかさ」「町の活力」など
 - ▶**庁内案** 『まちがいきいき、きらめくはりま』
- まちづくりキャッチフレーズ** (将来像で示したまちに向けたまちづくりの進め方のイメージ)
 - ▶**キーワード** 「次世代のために」「協働」「歴史・文化資源、自然資源の継承」「個性あるまちづくり」など
 - ▶**庁内案** 『未来につなげる、みんなのまちづくり』

第3次総合計画では…
『古代から輝く未来へ！ みんなでつくるまち はりま』
でした。



総合計画案と住民からのご意見

総合計画は、平成23年度から10年間の播磨町におけるまちづくり基本方針を決める最も重要な計画の一つです。

計画段階で住民の皆さんと情報の共有を行うことも、住民の皆さんのご意見をお聞きし、その意見を考慮して計画づくりを行う必要があることから、基本構想案について、意見募集を行いました。

その結果、4人の方から25項目の意見の提出をいただき、長期総合計画審議会で検討を行い、対応策をとりまとめました。基本構想案、提出意見とその対応策については、中央公民館及び各コミセンに設

置しているほか、町ホームページに掲載しています。ご協力いただきありがとうございます。

基本計画案 意見募集

基本構想に掲げる将来像を実現するための施策を具体化し、各分野にわたって特に取り組むべき諸施策の方針と具体的内容を住民、NPO・ボランティア、事業者などの地域の活動主体の役割、行政の責務を総合的、体系的に明らかにするものです。社会経済環境の変化などに対応できるよう、計画期間は、10年間としますが、5年で見直しを行

います。計画段階で住民の皆さんに検討状況をお知らせするとともに、皆さんのご意見をお聞きし、その意見を考慮して計画づくりを行う為、次の通り意見募集を行います。

- ▼**意見の提出方法** メール、FAXを企画グループまで送信していただくか、中央公民館、各コミセンに設置した意見箱へ投函してください
- ▼**提出された意見について** いただいたご意見を審議会で検討し、意見の内容と対応策をまとめて、町ホームページに掲載するとともに中央公民館及び各コミセンで閲覧に供します

まちづくり講演会を開催しました

2月28日(日)、健康いきいきセンターで、まちづくり講演会を開催し、約60人の方にご参加いただきました。講師には、長期総合計画審議会会長の静岡文化芸術大学教授の根本敏行先生をお迎えし「参画と協働のまちづくり」市民参加の必要性と重要性」というテーマで講演いただきました。

講演会では、参画と協働のまちづくりの重要性が高まってきた経緯の説明や他の地域の事例の紹介などを通して「身近なところから楽しみながら、地域コミュニケーションをいかしたまちづくり」と提言がありました。会場からは、地域コミュニケーションの取り方や住民活動の在り方など、活発な意見が出されました。



▼**問合せ** 企画グループ ☎079(435)0356 ※基本計画案、意見書様式は

各施設に設置しているほか、町ホームページからもダウンロードできます。

播磨町のいいところ 写真募集

播磨町のいいところを探して写真に撮ってご応募ください。いいところ探しをして、播磨町のよさを発見してみませんか？

また夏には写真展を行い、人気投票も予定しております。ふるってご応募ください。

▶**応募方法** A4サイズの写真に氏名・住所・電話番号・撮影年月・場所を記入したものを添えて都市計画グループまで提出してください。1人3点までとします。また電子データも提供していただける場合は、CD-RもしくはUSBでお持ちください

▶**募集期限** 6月30日(水)



注意事項

- ・播磨町内を撮影したもので合成写真は応募できません
- ・応募にかかる費用は応募者の負担となります
- ・応募作品の著作権及び使用する権利は町に帰属します
- ・原則として応募作品は返却しません
- ・応募作品は、著作権、肖像権など第三者の権利を一切侵害しないものとし、必要がある場合は必ず被写体の承諾を得た上で応募してください
- ・人物そのものをテーマとする作品は応募できません
- ・テーマの趣旨に合わない、公序良俗に反する写真及び商業目的の写真は応募対象としません

▶**問合せ** 都市計画グループ ☎079(435)2366

タウンミーティング

町長と 語ろう

▼問い合わせ 企画グループ
☎079(435)0356

テーマ「安全・安心のまちづくり」



2月14日(日) 10:30~11:40
消防 古田東分団 参加者18人

Q. 中学校給食の今後の方針について教えてください

A. 去年、配せん室とリフトの設計予算が通り大きく前進した。検討委員会を実施の詳細を詰めている。22年度に工事予算を計上しており、それが通れば22年度3学期から実施したい。セキュリティや昼休み時間の関係から町で配せん員を用意する。内容は小学校給食と同じで町単独の栄養士を配置し食材を確保するが、調理と配送は業者委託をする

Q. 以前から町に出席率や活動内容を提出している
A. どういう活動状況が把握する必要があるのか、報酬は定まっていると思うが、報酬は定まっているので難しいと思う

Q. コミセン区単位での消防団の再編成について考えているか
A. 今、町でそのような大きなことは考えていない。ただ分署ができて地域分団の大切さは常々言っている。消防団員を増やすためには、消防団と町が協力して団員の確保に努めなければならぬ

Q. コミセンにはAEDが設置されているが、新島球場にも設置はできないか
A. 2年ほど前に学校も含め公共施設にはAEDを設置した。新島球場は設置場所と管理が難しいので設置するかどうかが検討したい

Q. 中学生になると男女で食べる量が違うか
A. 男子と女子では食べる量が違う。小学校と同じ食卓方式にすることによりクラスの中で融通し合い、またコミュニケーションも生まれればいいと思う

Q. 出初め式や操法大会は家族や地域の人が見に来るので、見る人が分かりやすいようにしてもらいたい
A. 見る人への対応が不足していたかもしれない。担当消防団本部に伝えたい

Q. 加古川市は住民票など休日でも発行できるか
A. 勤めている方は、平日に役場に発給時間がないと思うが、役場の休日開庁は難しい。どのように実現できるかは他市町の例を見て研究しなければならぬと思う。住基カー

町長を囲んで、テーマに沿ってまちのことを語り合うタウンミーティングに、あなたも参加しませんか?
▼問合せ 企画グループ
☎079(435)0356

播磨町勤労者住宅資金融資制度の融資条件が変更されました

▼問合せ 近畿労働金庫高砂支店 ☎079(442)3471
近畿労働金庫加古川出張所 ☎079(427)5665
住民グループ ☎079(435)2364

この制度は、勤労者の皆さんの住宅取得を促進するため、播磨町の資金の一部を預託し、近畿労働金庫が融資する制度です。

- ① 平成22年4月1日より、融資条件が次の通りとなりました。融資の申し込みは、近畿労働金庫で受け付けていますので、お気軽にお問い合わせください。ただし、融資目標額に達した場合は締め切りますので、ご了承ください。
- ② 融資期間 35年以内(従来新築30年以内、増改築20年以内、中古住宅は建築経過年数に応じて融資期間を減)
- ③ 融資利率 年2.69%(固定金利)

- ① 同一事業所に1年以上引き続き勤務している方
- ② 町内に自己の住宅を建築又は購入しようとする方
- ③ 融資金の返済能力を十分に有する方
- ④ 年齢が20歳以上56歳未満の方(ただし、完済時年齢は75歳以下)

- ▼融資の条件
- ⑤ 町税を滞納していない方
- ⑥ 融資限度額 1件につき1千500万円(増改築1千万円)以内

- ④ 償還方法 元利均等償還(ボーナス返済併用可)
- ⑤ 担保 融資する建物及び土地
- ⑥ 融資金の使途 申込者自ら居住するための住宅建築購入(資金で、住宅の全部又は一部が営利の目的に使用されないこと)

- ▼保証料 信用基金協会に支払う融資保証料のうち、上限10万円まで町が補助します

平成22年度軽自動車税の減免申請は5月24日までに

自動車税の減免を受けていない障がい者が利用する軽自動車、原動機付自転車、二輪の小型自動車などについては、軽自動車税が減免される制度があります。

- ▶対象 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が利用する軽自動車など
- ※障害の程度によっては、減免できない場合もあります。

- ▶減免台数 障がい者一人につき1台のみ
- ▶申請期限 5月24日(月)

| 軽自動車税の減免申請に必要なもの | |
|---------------------------------------|------------------------------------|
| こんな場合に | 必要なもの |
| 障がい者が所有し、自ら運転する場合 | ①身体障害者手帳など、②運転免許証、③印鑑、④納税通知書 |
| 障がい者と生計を同一にする者が専ら障がい者のために所有し、運転する場合 | 上記①~④のほか、⑤通院・通学などの証明書(診察券、学生証など)※1 |
| 障がい者のみの世帯を常時介護する者が専ら障がい者のために運転する場合 ※2 | 上記①~⑤のほか、⑥常時介護証明書 |

- ※1 生計同一証明書が必要な場合もあります。
- ※2 障がい者が所有する場合が対象となります。
- ▶申請・問合せ 税務グループ
☎079(435)0358
※納税通知書は5月11日(火)に発送予定。納期限は5月31日(月)です。

簡易耐診断の申し込みを受け付けています

昭和56年5月31日以前に着工した住宅を町内に所有している人は、一部の費用を負担するだけで建築士の行う簡易耐診断を受けることができます。

▼申込み・問合せ
○簡易耐診断について
申込書に必要事項を記入し、都市計画グループへお申し込みください。申込書及び「簡易耐診断員名簿」は都市計画グループの窓口を設置しています。

- ▼条件 平成12~14年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」により診断を受けていないこと。ツーバイフォー工法、丸太組み工法、プレハブ工法は対象外です
- ▼個人負担額 木造戸建住宅の場合3千円

この事業で耐震性が劣ると診断された場合、県が実施している「わが家の耐震改修促進事業」で一定の条件を満たせば、耐震改修計画策定費・耐震改修工事費の一部に対し助成を受けることができます。詳しくは下記にお問い合わせください。

兵庫県建築指導課
☎078(362)4340

本年6月20日(日) 町長の任期満了に伴う選挙を行います



町長選挙の投票立会人を募集

- 投票立会人
- ▼応募資格要件 町内に居住し、播磨町の選挙人名簿に登録のある有権者
- ▼募集人数 各投票所2人ずつ、合計26人(応募者多数の場合は抽選で決定します)
- ▼立会場所 名簿が登録されている投票所
- ▼立会日時 投票日当日 6月20日(日)
- ▼午前6時45分～午後8時
- ▼報酬 1万1千円(税引き後1万670円支給)
- ▼応募締切 5月7日(金)

▼応募方法 電話、FAXまたは電子メールで応募してください。

※なお、FAX・電子メールでの応募は、件名「町長選挙投票立会人」・住所・氏名・生年月日・(常時連絡の可能な)電話番号を記入してください。

▼応募・問合せ 選挙管理委員会

☎079(435)0357
FAX079(435)3398
メールアドレス
soumu@town.harima.lg.jp



第12投票所の場所が変わります

これまで第12投票所として皆さま方にご来場をお願いしておりました播磨西幼稚園において、このたび改築工事を行います。

それに伴い、工事終了までに行われる選挙につきましては、第12投票所を播磨西幼稚園から播磨西小学校体育館に変更いたします。なお、他の投票所につきましては従前の通り変更はございません。

これまで播磨西幼稚園にご来場くださった皆様方におかれましては、ご迷惑をおかけすること存じますが、ご了承くださるようよろしくお願い申し上げます。

▼問合せ 選挙管理委員会
☎079(435)0357

今年もプレミアム商品券を発売します

▼問合せ 播磨町商工会 ☎079(435)1630

播磨町では、今年も播磨町商工会と連携し、商工業者のみなさまへの支援と消費拡大による地域の活性化を目的に、10%のプレミアムを付けたプレミアム商品券を7月1日から発売します。

このプレミアム商品券は町内の取扱店に限り利用できる商品券で、500円券2枚綴り(1冊1万1千円分)を1万円で合計1万冊販売いたします。一人3冊までご購入いただけます。

※販売場所、時間など詳しくは、6月号広報でお知らせします。

▼問い合わせ 住民グループ ☎079(435)2364 播磨町商工会 ☎079(435)1630

▼申請方法 取扱店登録申請書にご記入の上、播磨町商工会へお持ちください。FAXでも受け付けます。申請書は播磨町商工会でお渡ししますが、ホームページからダウンロードすることもできます。

▼申請・問合せ 播磨町商工会 ☎079(435)1630 FAX079(435)1634 <http://www.keikikaihuku.com>

住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付制度

▼問合せ 健康安全グループ ☎079(435)2721



地球温暖化防止対策の一環として、クリーンエネルギーの利用を支援するために、住宅用太陽光発電システム設置にかかる費用の一部を助成します。

▼補助対象システム 次の要件を満たすシステムが対象です

- ①住宅の屋根などへの設置に適したもの
- ②低圧配電線と逆潮流有りて連系したもの
- ③設置前において未使用のもの
- ④太陽電池モジュールの最大出力が10[#]ワット未満のもの

▼補助対象者 次の要件を満たす方が対象です

- ①自ら居住する町内の住宅にシステムを設置した方または、システム付の住宅を新築または購入した方
- ②町税を滞納していない方
- ③電力会社と電力受給契約を締結している方
- ④余剰電力の受給開始日が平

成22年4月1日以降であること

▼補助内容 太陽電池出力1[#]ワット当たり2万円(上限8万円)

▼申請手続 システム設置完了後、「播磨町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書」に次の書類などを添付し申請してください。

- ①システムの購入及び設置に要した費用の請求書及びその明細書の写し
- ②システムの形式や出力の分かる書類
- ③システムの設置状態を示す写真
- ④電力会社との電力受給契約書(電力受給契約の案内)の写し
- ⑤町税完納証明書

国民年金 退職(失業)による特例免除制度

▼問い合わせ 加古川年金事務所 ☎079(427)4740

厚生年金に加入していた方が20歳以上60歳未満で退職(失業)すると、町役場で国民年金の第一号被保険者になるための手続きを行い、月額1万5千100円の保険料を納めることとなります。

一方、保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。

免除制度を利用すると、保険料を納めなくとも、免除された期間は次のように扱われます。①老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給資格期間の25年に算入されます。②老齢基礎年金の2分の1の年金額が保障されます。③障害基礎年金・遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。

退職(失業)時の特例免除制度

また、免除申請する年度またはその前年度に退職(失業)した方は、特例免除制度を利

用できます。この特例免除では、通常は審査の対象となるご本人の所得の状況を除外して審査が行われます。ただし、配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは免除が認められないことがあります。

※退職には自己都合退職も含まれます。

▼手続き 特例免除の申請には、住民票のある市区町村役場へ「国民年金保険料免除申請書」を提出(郵送可)する必要があります。申請書は市区町村役場または年金事務所(旧社会保険事務所)にあります。

▼手続きに必要なもの ①年金手帳または納付書など基礎年金番号がわかるもの、②認め印(本人が署名する場合は不要)、③失業していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、離職票など)となっています。

●被扶養配偶者の方 厚生年金加入者の20歳以上

60未満の被扶養配偶者の方は、配偶者の退職(失業)によって、国民年金の種別が、第三号被保険者から第一号被保険者にかわり、保険料の納付義務が生じます。

この被扶養配偶者だった方も、配偶者の方が右の退職(失業)時の特例免除に該当すれば、同時に免除申請をすることによって、免除が認められることになっています。

なお、免除された期間については、10年以内に「追納」をして、老齢基礎年金の年金額を増やすこともできます。免除制度と追納制度の詳細については年金事務所に相談ください。

▼問合せ 加古川年金事務所 ☎079(427)4740

※年金のこと、もっと詳しく知りたい方は、社会保険庁のホームページもご利用ください。
<http://www.sia.go.jp/>

播磨福祉会子育て支援センター

- わくわくの森支援センター(南部子育て支援センター)
☎079(437)4188
- ニッコの森支援センター(北部子育て支援センター)
☎078(944)0717
- 福祉グループ ☎079(435)2362



子ども手当認定請求書の提出

子ども手当について、認定等請求書の提出が必要な方へ、4月下旬に個人通知をいたします。窓口または、郵送で提出してください。

最初の支払は6月となっております。6月に支給を受けるためには、5月21日(金)までに申請をいたたく必要があります。お早めの提出をお願いします。

申請を受け付けた方へ、支給資格を確認のうえ、認定通知書を送付します。

※児童手当から子ども手当へ移行した方については、手続きは不要で、4月下旬に認定通知を送付しています。

▼問合せ 福祉グループ ☎079(435)2362

南部子育て支援センター 0歳児子育て連続講座 「よちよち」

子どもが喜ぶ遊びを覚えて、今、必要な子育ての知恵を学んだりしながら、お母さん同士が、ホッとできる時間を一緒に作っていきましょう。

▼日時・内容 時間は11時30分～13時30分
①5月19日(水) わらべうた
②6月2日(水) (9カ月以上)6月4日(金) (9カ月未満)ふれあい遊びとベビーマッサージ
③6月29日(火) 産後ヨガ(骨盤矯正)

▼対象・定員 0歳児(平成22年4月1日生)と保護者 先着15組 ※3回通して参加できる人。

南部子育て支援センター 親子ふれあい講座 「元気に1! 2! 遊びましょう」

楽しいリズムにのって、みんなと一緒に思いっきり体を動かして遊みましょう。

▼日時 5月28日(金) 午前10時30分～11時30分
▼講師 中安正子氏
▼定員 先着20組
▼対象 おおむね1歳半～3歳の子どもと保護者
▼持ち物 バスタオル、お茶、汗ふきタオル

▼申込み・問合せ 5月6日(休)午前9時から受け付けます 南部子育て支援センター ☎079(437)4188

北部子育て支援センター

0歳児親子連続講座 「よちよち」

子どもが喜ぶ遊びを覚えて、今必要な子育ての知識を学んだりしながら、お母さん同士が、ホッとできる時間を一緒に作っていきましょう。もうすぐママになる方も一緒に参加してくださいね。

▼日時 時間は11時30分～13時30分
①5月24日(月)
②6月2日(水)
③6月23日(水)

内容 連続講座(ベビーマッサージ、絵本タイム、おやつや食事についてなど)の後、年間を通じて月1回親子活動と講座をしていきます

▼対象 0歳児(平成21年4月2日生まれ以降)と保護者・妊婦 先着15組
▼参加費 500円(材料費含む)
▼申込み・問合せ 5月1日(出)午前9時から受け付けます。センターにある指定の用紙に必要事項を記入し、参加費を添えて申し込んでください

北部子育て支援センター ☎078(944)0717

北部子育て支援センター 親子ふれあい講座 「親子でエアロビクス!」

お母さんも思いっきり体を動かしてみよう。リズムミカルな音楽に合わせて「親子ビクス」を楽しみましょう。

▼日時 5月20日(休) 午前10時30分～11時30分
▼講師 高尾恭子氏
▼定員 先着20組
▼対象 おおむね2～3歳の子どもと保護者

▼持ち物 汗ふきタオル、お茶、動きやすい服装
▼申込み・問合せ 5月1日(出)午前9時から受け付けます 北部子育て支援センター ☎078(944)0717

児童福祉週間 5月5日～11日

子どもや家庭、子どもの健全な成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めています。

平成22年度「児童福祉週間」の標語の最優秀作品
地球はね
笑顔が つまった 星なんだ
(宇野桐子さん 11歳 滋賀県)

保育所一時預かり事業の実施施設が変更になります

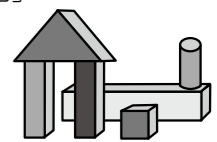
昨年度まですべての保育所で行なわれていた一時保育事業は、その実施要件などが変更になったことにより、平成22年4月から(社福)播磨福祉会「播磨保育園」においてのみ実施することとなりました。

利用される場合は、あらかじめ実施施設へ直接、お問い合わせください。

| 利用料 | 3歳未満児 | 3歳以上児 |
|-------------|--------|--------|
| 4時間未満 | 2,000円 | 1,000円 |
| 4時間以上 9時間未満 | 3,000円 | 1,600円 |

※9時間以上の利用料金は、1時間あたり400円増額します。
※食事代などは別途必要です。
※年齢区分は、利用月の利用月の初日より区分します。

▶保育時間 8:00～17:00
▶実施施設 (社福)播磨福祉会「播磨保育園」
東本荘1丁目13番7号
☎079(437)8165
▶問合せ 福祉グループ
☎079(435)2362



南部子育て支援センター 1歳児親子講座 「ぐんぐん」 3B体操

親子一緒に体を動かして、ふれあい遊びを楽しみましょう。

▼日時 6月2日(水) 午前10時30分～11時30分
▼講師 三好悦子氏
▼対象 1歳前後の子どもと保護者
▼定員 先着20組



子育て中のママ&パパへ!

3人乗り(幼児2人同乗用) 自転車 試乗モニター第2期募集

平成21年7月から兵庫県道路交通法規則改正により、一定の安全基準を満たした幼児2人を乗せることができる3人乗り自転車(幼児2人同乗用)が認められました。しかし、この「3人乗り自転車」は一般の自転車より割高となることから、普及が進んでいません。

そこで、播磨町では「3人乗り自転車」普及啓発のため、3月から3人乗り自転車試乗モニターを実施しています。より多くの方に「まず安全性を体感してもらう」ことから、第2期3人乗り自転車試乗モニターを募集します。

・同乗する幼児はヘルメットの着用が必要
・モニター期間中の事故などで発生した損害にかかる賠償はモニター責任
・傷害保険はモニター負担
・加古川警察が実施する交通安全講習を受講(日程は後日お知らせします)

・モニター終了後はモニター結果を報告すること

応募方法

▼期間 5月17日(月)～24日(月) ※20人に満たない場合は延長になります。

▼申込方法 申請書を福祉グループへ提出してください。郵送可、電子申請でも受け付けます

▼モニター対象者 町内に住所を有している16歳以上で、1歳以上6歳未満(モニター期間中)の幼児2人以上を養育されている方

募集要項

▼モニター期間 6月上旬～9月上旬

▼モニター募集人員 20人

▼モニター条件

☎079(435)2362

子育てを 漢字1文字で表すとしたら...

ひ孫さんのことを思いながら

猪瀬ひな子さん(大)より

「愛」 可愛い可愛いといつもしっかりと可愛がる心やさしい子どもになってます。

「躰」 礼儀正しくをモットーにしておりました。わからないままでも、どの人にも出逢うとコンニチワとって皆さんに親しく、明るく接しております。うれしいことです。

募集! あなたのイメージする「子育て」を漢字1文字で表すとしたら...

漢字はたった1文字でも、豊かに表現できます。そんな漢字で、あなたが今イメージする「子育て」を表現してください。

▶応募 はがきまたはFAXに①氏名 ②住所 ③連絡先(電話番号) ④子どもの年齢 ⑤漢字1文字 ⑥その理由 ⑦広報掲載の際に匿名希望の場合はその旨をご記入ください

▶送り先 福祉グループ ☎079(435)0831 〒675-0182 播磨町東本荘1丁目5番30号